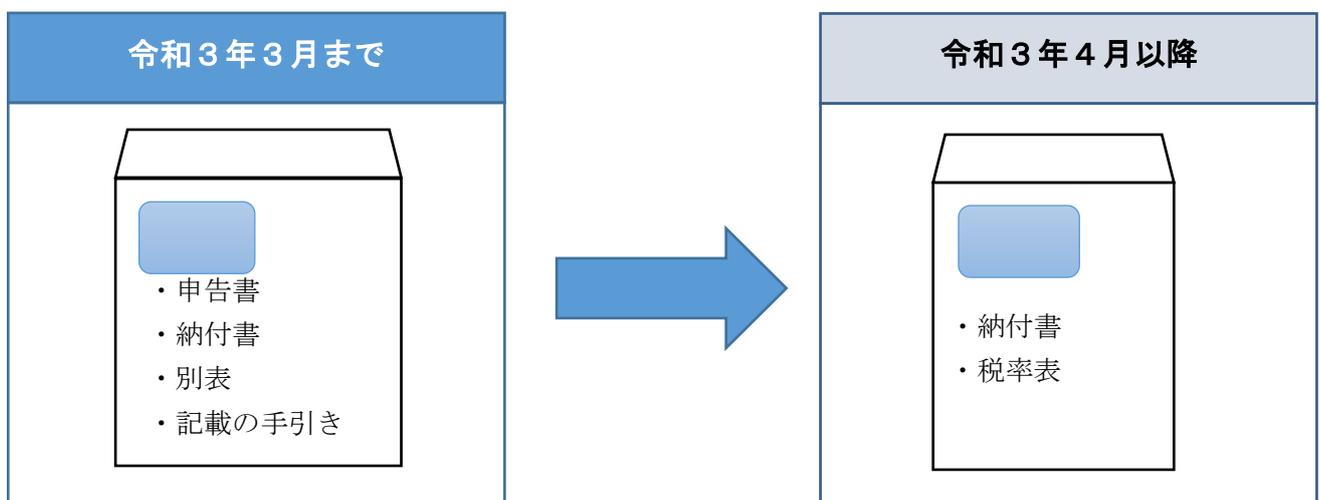


紙の申告書等の事前送付を取りやめました

令和2年（2020年）4月1日以後に開始する事業年度から、大法人※が提出する法人県民税及び法人事業税等の申告書（申告書の添付書類を含む。）については、電子申告（eLTAX）により提出しなければならないこととされました。大法人が電子申告せずに書面により提出した場合、その申告は無効なものとして取り扱われることとなり、不申告加算金の対象になります。

これまで、電子申告を利用されていない法人の方すべてに紙の申告書等を送付していましたが、神奈川県で把握している情報をもとに電子申告義務化対象と判断した法人の方への事前送付物を変更しました。

（電子申告義務化の詳しい内容については、神奈川県のホームページをご覧ください。）



※ 大法人とは、内国法人のうち事業年度開始の時ににおいて資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社、投資法人及び特定目的会社

納付書・申告書等が必要な場合は

◎ 申告書等・納付書は神奈川県のホームページからダウンロードできます。

<https://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a006/index.html>

県税便利帳

検索

◎ 申告書等・納付書の送付が必要な場合はお近くの県税事務所へご連絡ください。

事務所	電話番号(代表)	事務所	電話番号(代表)
横浜 県税事務所	(045) 651-1471	相模原 県税事務所	(042) 745-1111
神奈川 県税事務所	(045) 321-5741	横須賀 県税事務所	(046) 823-0210
緑 県税事務所	(045) 973-1911	平塚 県税事務所	(0463) 22-2711
戸塚 県税事務所	(045) 881-3911	藤沢 県税事務所	(0466) 26-2111
川崎 県税事務所	(044) 233-7351	小田原 県税事務所	(0465) 32-8000
高津 県税事務所	(044) 833-1231	厚木 県税事務所	(046) 224-1111